

官報 号外 昭和三十六年六月二日

○第三十八回 参議院会議録第三十三号

昭和三十六年六月二日(金曜日)

午前十時五十四分開議

議事日程 第三十二号

昭和三十六年六月二日

午前十時開議

第一 履用促進事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案

一、日程第七 選挙制度審議会設置法案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

第六 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 選挙制度審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

去る五月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

○本日の会議に付した案件

一、電波監理審議会委員の任命に関する件

一、日程第一 履用促進事業団法案

一、日程第二 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 防衛庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第四 自衛隊法の一部を改正する法律案

一、日程第五 昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案

一、日程第六 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

一、日程第七 選挙制度審議会設置法案

同日議員から左の議案が提出された。
よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(相馬助治君外二名発議)

労働基準法等の一部を改正する法律案(相馬助治君外二名発議)

雇用促進事業団法案可決報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

防衛庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書

防衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議員から左の質問主意書が提出された。

同日議員から左の質問主意書が提出された。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法

倉庫業法の一部を改正する法律案

機械類賦込信用保険臨時措置法

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

日本仲裁院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ルコール専売労働組合の要求に係る昭和三十五年九月以降の新賃金に関する紛争に対する本年三月二十七日の裁定第一項及び第三項の内容が、公共企事業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、このたび昭和三十六年度特別会計予算補正(特第1号)が成立し、右裁定第一項及び第三項を実施し得る見込みが明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月六日国会に提出された「公共企業体等労働関係法第十六条規範」は、公共企業体等労働委員会の第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄新潟地方労働組合関係）は、公共企業体等労働委員会の「国鉄新潟地方労働組合の要求に係る昭和三十五年十月以降の賃金に関する紛争」に対する本年三月二十七日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、このたび昭和三十六年度政府関係機関予算補正（機第1号）が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込みが明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。同日内閣から、四月六日国会に提出された「公共企業体等労働関係法第十六条規範」は、公共企業体等労働委員会の第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄金沢地方労働組合関係）は、公共企業体等労働委員会の「国鉄金沢地方労働組合の要求に係る昭和三十五年十月一日以降の賃金に関する紛争」に対する本年三月二十七日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するもの

同条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、このたび昭和三十六年度特別会計予算補正(特第1号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込みが明瞭になつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月六日国会に提出された「公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国特定局労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全国特定局労働組合の要求に係る昭和三十五年四月一日以降の賃金に関する紛争」に対する本年三月二十七日の裁定第二項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、このたび昭和三十六年度特別会計予算補正(特第1号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込みが明瞭になつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月六日国会に提出された「公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵政労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全国郵政労働組合の要求に係る昭和三十五

年四月一日以降の賃金に關する紛争」に対する本年三月二十七日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、このたび昭和三十六年度特別会計予算補正(特第1号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込みが明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電信電話労働組合関係)」は、公共企業体等労働委員会の「全国電信電話労働組合の要求に係る昭和三十五年十月以降の賃金に關する紛争」に対する本年三月二十七日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、このたび昭和三十六年度政府関係機関予算補正(機第1号)が成立し、右裁定第一項を実施し得る見込みが明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日内閣から、四月六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

「全国電気通信労働組合連合会（以下「全電連」と記す）」は、公共企業体等労働委員会の「全国電気通信労働組合の要求に係る問題（以下「本問題」と記す）」に対する本年三月二十七日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、このたび昭和三十六年度政府関係機関予算補正（機第1号）が成立し、右裁定第一号の一項を実施し得る見込みが明らかになつたことを通知する旨の書面を受領した。

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十六年度特別会計予算補正（特第1号）
正（機第1号）

昭和三十六年度政府関係機関予算補正（機第1号）

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

外国仲裁判断の承認及び執行に関する件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の締結について承認を求める件

の間の条約の締結について承認を求めるの件
同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

地方議会議員互助年金法
法務省設置法の一部を改正する法律
大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律
教育職員免許法等の一部を改正する法律
日本国有鉄道新線建設補助特別措置法
倉庫業法の一部を改正する法律
機械類資本信用保険臨時措置法
商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律
昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 下條 康麿君
地方行政委員 泉山 三六君
同(国会法第四十二条第二項)
(但書の規定によるもの)
外務委員 笹森 順造君
文教委員 鍋島 直紀君
常岡 一郎君

社会労働委員	阿貝根 登君
商工委員	相澤 重明君
運輸委員	加賀山之雄君
通信委員	(国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの)
予算委員	追水 久常君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
地方行政委員	鍋島 直紹君
法務委員	大谷 貢雄君
文教委員	笹森 順造君
同	
社会労働委員	西郷吉之助君
外務委員	泉山 三六君
文教委員	下條 康麿君
同	
商工委員	相澤 重明君
運輸委員	加賀山之雄君
通信委員	阿貝根 登君
(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)	常岡 一郎君
予算委員	大谷 貢雄君
同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。	最上 英子君
理事 鍋島 直紹君(鍋島直紹君の付託した。)	
私学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案	

オリエンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案

文教委員会に付託
鉄道敷設法の一部を改正する法律案
案輸委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（相馬助治君外二名発議）
じん肺法の一部を改正する法律案（相馬助治君外二名発議）
労働基準法等の一部を改正する法律案（相馬助治君外二名発議）
同日委員長から左の報告書が提出された。
昭和三十七年における参議院議員選挙の選舉運動等の臨時特例に関する法律案修正議決報告書
地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案可決報告書
選舉制度審議会設置法案可決報告書
同日左の質問主意書を内閣に転送した。
林野特産物（林野雑産物を含む。）補償の未払い状況に関する質問主意書（山本伊三郎君提出）
同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和三十五年八月の人事院業務状況報告を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、電波監理審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議なし。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

内閣から、電波法第九十九条の第三項の規定により、金子銘君、田上穂治君を電波監理審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、雇用促進事業団法案付)、

日程第二、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

「審査報告書は都合により追録に

めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

第一章 総則

(目的)

第一条 雇用促進事業団は、労働者の技能の習得及び向上、地域間及び産業間の移動の円滑化その他就職の援助に関し必要な業務を行なうことにより、労働者の能力に適応する雇用を促進し、もつて労働者の福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

その他の土地の定着物又は物品(以下次項において「土地等」といふ。)を出資の目的とすることができる。

第五条 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価する。

委員が評価した価額とする。

前項に規定する評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 評価は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第八条 監事は、事業団の業務を監査す

び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

第十一条 理事長は、理事長を補佐して

副理事長は、理事長を補佐して

これに準する地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公

は、役員となることができない。（役員の解任）

第十三条 労働大臣又は理事長は、前

三条の規定により役員となることが

できない者に該当するに至つたと

きは、その役員を解任しなければ

ならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞ

れその任命に係る役員が次の各号

の一に該当するとき、その他役員

たるに適しないと認めるときは、

その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行

に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があると

3 理事長は、前項の規定により理

事長は、前項の規定により理

事長は、前項の規定により理

事長は、前項の規定により理

事長は、前項の規定により理

事長は、前項の規定により理

（代表権の制限）

第十五条 事業團と理事長との利益

が相反する事項については、理事

長は、代表権を有しない。この場

合には、監事が事業團を代表する。

（代理人の選任）

第十六条 理事長は、副理事長、理

事又は事業團の職員のうちから、

事業團の従たる事務所の業務に關

し一切の裁判上又は裁判外の行為

をする権限を有する代理人を選任

することができる。

（職員の任命）

第十七条 事業團の職員は、理事長

が任命する。（職員及び職員の公務員たる性

質）

第十八条 役員及び職員は、刑法

（明治四十年法律第四十五号）その

他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみな

す。（役員及び職員の公務員たる性

質）

第十九条 事業團は、第一条の目的

を達成するため、次の業務を行な

う。

九 労働者の職業に対する適応性

その他の職業の安定に関する調

査、研究及び資料の整備を行な

うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務

（業務の範囲）

一 総合職業訓練所及び中央職業

訓練所の設置及び運営並びに事

業内職業訓練の援助を行なうこと。

二 公共職業安定所の指示により

公共職業訓練を受ける者に対し

手当を支給すること。

三 公共職業安定所の指示により

公共職業訓練を受ける者のため

の宿泊施設の設置及び運営を行

なうこと。

四 広域職業紹介活動に係る公共

職業安定所の紹介により就職す

る者（以下「移転就職者」とい

う。）のための宿舎の設置及び運

営を行なうこと。

五 労働者のための簡易宿泊施

設、託児施設、給食施設その他

の福祉施設の設置及び運営を行

なうこと。

六 移転就職者に対して移転に要

する費用を支給すること。

七 再就職しようとする者に対し

て、必要な知識及び技能を習得

させること。

八 求職者が公共職業安定所の紹

介により就職する場合において、必要な資金を貸し付け、及

び身元保証すること。

九 労働者の職業に対する適応性

その他の職業の安定に関する調

査、研究及び資料の整備を行な

うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務

（事業年度）

一 総合職業訓練所及び中央職業

訓練所の設置及び運営並びに事

業内職業訓練の援助を行なうこと。

二 公共職業安定所の指示により

公共職業訓練を受ける者に対し

3 事業團は、第一項に規定する業

務の遂行に支障のない範囲内で、

労働大臣の認可を受けたときは、労

働省令で定めるところにより、そ

の旨を事業團に出資した地方公共

團体に通知しなければならない。

（決算）

第二十三条 事業團は、毎事業年度

の決算を翌年度の七月三十一日ま

でに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十条 事業團は、前条第一項に

規定する業務について、当該業務

の開始前に、業務方法書を作成

し、労働大臣の認可を受けなければ

ならない。これを変更しようとす

ること。

二 前項の業務方法書に記載すべき

事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をし

たときは、労働省令で定めるところにより、その旨を告示しなけれ

ばならない。

（第四章 財務及び会計）

第二十二条 事業團は、毎事業年

度、予算、事業計画及び資金計画

を作成し、当該年度の開始前に、

利益及び損失の処理

第二十五条 事業團は、毎事業年

度、損益計算において利益を生じ

たときは、前年度から繰り越した

ならない。これを変更しようとす

ることも、同様とする。

損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項に規定する業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八条 事業団は、次の場合によると、業務上の余裕金を運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第二十九条 事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給基準)

第三十条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

(労働省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののはか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十二条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

3 事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

(譲渡等の禁止)

第三十五条 第十九条第一項第二号の手当又は同項第六号の移転にできる。

(報告及び検査)

第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務若しくは資産の状況に關する報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(連絡等)

第六章 雜則

第三十四条 事業団は、その業務の運営については、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 公共職業安定所及び地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

3 事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

4 第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2 労働大臣は、第十九条第一項第四号に掲げる業務に關し、第二十条第一項又は第二十二条第一項の認可をしようとする場合には、建設大臣と協議しなければならない。

3 建設大臣は、事業団の業務の円滑な運営に資するため、移転就職者について、産業労働者住宅その他適当な住宅の確保に關し必要な措置をとるよう努めるものとする。

(他の法令の準用)

第三十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十九条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第六条 第六条の規定に違反して雇用促進事業團といふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条

から第三十四条までの規定は、同日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、事業団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 労働大臣は、事業団の設立に違反し

て雇用促進事業團といふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第四十一条 第六条の規定に違反して雇用促進事業團といふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第五条 事業団は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。

第六条 地方公共団体は、当分の間、第四条第二項の規定により事業団がその資本金を増加するとき

は、自治大臣の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その

事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条 附則第二条第一項の規定により事業団が行なうこととされる事務であつて、改正前の労働福祉事業團法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により從前労働

福祉事業團が行なうこととされていしたものに関する事務を事業團に引き継ぐものとする。

第九条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の労働福

祉事業團法又は改正前の職業訓練法の規定により労働福祉事業團に對してした処分その他の行為又は

労働福祉事業團がした手続その他の行為は、この法律又は改正後の

職業訓練法の相当規定により事業

団に対しても同様の処分その他の行為又は事業団がした手續その他の行

為とみなす。

第十条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の炭鉱離職者援護会の理事長である者は、その成立の際に、改正前の炭

鉱離職者援護会が行なうる法律（昭和三十四年法律第二百九十九号）の規定によ

り從前炭鉱離職者援護会が行なうこととされていた業務に関する事務を事業團に引き継がなければならぬ。

第十一条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の炭鉱離職者援護会が行なうこととされた額によりその資本金を減少するものとする。

第十二条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の炭鉱離職者援護会が行なうこととされた額によりその資本金を減少するものとする。

第十三条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の炭鉱離職者援護会が行なうこととされた額によりその資本金を減少するものとする。

第十四条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の炭鉱離職者援護会が行なうこととされた額によりその資本金を減少するものとする。

第十五条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の炭鉱離職者援護会が行なうこととされた額によりその資本金を減少するものとする。

第十六条 事業団の成立前に、前項に規定する事務に關し、改正前の炭鉱離職者援護会が行なうこととされた額によりその資本金を減少するものとする。

2 第四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公

共団体の出資について準用する。

（労働福祉事業團からの事務の引継ぎ等）

第七条 労働福祉事業團は、事業團の成立の際に、この法律の規定により事業團が行なうこととされる

業務であつて、改正前の労働福祉事業團法（昭和三十二年法律第二百六号）の規定により從前労働

福祉事業團が行なうこととされているものに関する事務を事業團に引き継ぐものとする。

第八条 事業團は、事業團が承継することとなつた財産並びに権利及び義務の範囲は、労働大臣が定める。

第九条 事業團は、労働大臣が定めるところにより、第一項又は前項の規定により事業團が承継することとなつた財産並びに権利及び義務の範囲を公示しなければならない。

第十条 事業團は、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十一条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十二条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十三条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十四条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十五条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十六条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十七条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十八条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第十九条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第二十条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第二十一条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第二十二条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

第二十三条 事業團の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職權で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

2 第四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公

共団体の出資について準用する。

（労働大臣が定める。）

第二十四条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第二十五条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第二十六条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第二十七条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第二十八条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第二十九条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十一条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十二条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十三条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十四条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十五条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十六条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十七条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十八条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第三十九条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十一条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十二条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

2 第四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公

共団体の出資について準用する。

（労働大臣が定める。）

第四十三条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十四条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十五条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十六条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十七条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十八条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第四十九条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十一条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十二条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十三条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十四条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十五条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十六条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十七条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十八条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第五十九条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第六十条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

第六十一条 前項に規定するもののはか、事務の引継ぎ等）

一 もつばら附則第七条第一項に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の職員

二 労働福祉事業団の事務所に勤務する職員であつて、あらかじめ労働福祉事業団の理事長が指名するもの

三 炭鉱離職者援護会の職員

四 公共団体に納付するものとす
る。

(名称の使用制限に関する経過措置) 第十四条 この法律の施行の際現に雇用促進事業団といふ名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。(最初の事業年度の特例)

第十五条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(罰則に關する経過措置) 第十七条 附則第三十四条の規定の施行前にした改正前の炭鉱離職者臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

2 事業団は、政令で定めるところにより、前項の規定の適用を受けた場合においては、その者の事業団の役員又は職員としての在職を続いて労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者(労働福祉事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続いだ公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いだ公務員又は公務員とみなされる者として在職する者を含む。)が、事業団の成立に際して引き続いだ事業団の役員又は職員となつた場合には、その者の事業団の役員又は職員としての在職を続いて労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者(労働福祉事業団の第三十五条の規定を適用する)。

(登録税法の改正)

第十八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を「雇用促進事業団」に改める。

「炭鉱離職者臨時措置法」を「雇用促進事業団」に改め同条第十八号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、同条第

二十七号ノ三を次のよう改める。

(法人税法の改正)

第二十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第四条第二号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、第五条第一項第六号中「、炭鉱離職者援護会」を削る。

(地方税法の改正)

法第二十三条第一項第三号ノ一項又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三号第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(印紙税法の改正)

第十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改訂する。

第五条第六号ノ十一ノ五を次のように改める。

第六号ノ十一ノ五 雇用促進事業団ガ雇用促進事業団法第十九条第一項又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三号第一項第一号第一項第一号中「、炭鉱離職者援護会」を削り、第七十三条の四第一項第十号中「及び第二号を削り、同項第十二号を次のように改める。

第七十二条の四第一項第二号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、第七十二条の五第一項第六号中「、炭鉱離職者援護会」を削り、第七十三条の四第一項第十号中「及び第二号を

定めるところにより、第一項の施設の一部を雇用促進事業団に行なわせるものとする。

(失業保険特別会計法の改正)

第十二条 雇用促進事業団が雇用促進法第二十三号第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ発スル證書、帳簿

第一号、第三号若しくは第五号又は炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第二十三号第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(所得税法の改正)

第二十条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項第四号の入を次のよう改め、同項第十号中「、炭

(登録税法の改正)

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十八条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を「雇用促進事業団」に改める。

(所得税法の改正)

第二十条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十九条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を削る。

四の八 労働福祉事業団及び雇用促進事業団

第十九条 第二十三条第一項第十七号中「及び第二号」を削り、同項第十九号を次のように改める。

(法人税法の改正)

第二十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第四条第二号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、第五条第一項第六号中「、炭鉱離職者援護会」を削る。

(地方税法の改正)

法第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(失業保険特別会計法の改正)

第十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改訂する。

第六号ノ十一ノ五 雇用促進事業団ガ雇用促進事業団法第十九条第一項又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三号第一項第一号第一項第一号中「、炭鉱離職者援護会」を削り、第七十三条の四第一項第十号中「及び第二号を

定めるところにより、第一項の施設の一部を雇用促進事業団に行なわせるものとする。

(失業保険特別会計法の改正)

第十二条 雇用促進事業団が雇用促進法第二十三号第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ発スル證書、帳簿

第一号、第三号若しくは第五号又は炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第二十三号第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(行政管理庁設置法の改正)

第二十条 行政管理庁設置法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条中「労働福祉事業団」を「雇用促進事業団」に改める。

(行政管理庁設置法の改正)

第十九条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を「雇用促進事業団」に改める。

(所得税法の改正)

第二十条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十九条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を削る。

(登録税法の改正)

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十八条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を削る。

第三百四十八条第二項第十七号

中「及び第二号」を削り、同項第十九号を次のように改める。

(法人税法の改正)

第二十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第四条第二号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、第五条第一項第六号中「、炭鉱離職者援護会」を削る。

(地方税法の改正)

法第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(失業保険特別会計法の改正)

第十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改訂する。

第六号ノ十一ノ五 雇用促進事業団ガ雇用促進事業団法第十九条第一項又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三号第一項第一号第一項第一号中「、炭鉱離職者援護会」を削り、第七十三条の四第一項第十号中「及び第二号を

定めるところにより、第一項の施設の一部を雇用促進事業団に行なわせるものとする。

(失業保険特別会計法の改正)

第十二条 雇用促進事業団が雇用促進法第二十三号第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ発スル證書、帳簿

第一号、第三号若しくは第五号又は炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第二十三号第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(行政管理庁設置法の改正)

第二十条 行政管理庁設置法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条中「労働福祉事業団」を「雇用促進事業団」に改める。

(行政管理庁設置法の改正)

第十九条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を「雇用促進事業団」に改める。

(所得税法の改正)

第二十条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十九条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を削る。

(登録税法の改正)

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十八条 第七号中「炭鉱離職者援護会」を削る。

中「援護会」を「事業団」に、「業務」

を「前条第一項に規定する業務(以

下「援護業務」という。)」に改め、

同条第二項中「援護会の業務」を

「援護業務」に改める。

第二十五条第一項中「援護会

は、業務開始の際」を「事業団は、

援護業務について、当該業務の開

始前に」に改め、同条第二項第四

号中「労働者用」を「炭鉱離職者を

雇い入れる事業主に対して貸与す

る労働者用」に改める。

第三章第四節の節名を削り、第

二十六条から第三十二条までを次

削除

(区分経理)

第三十二条 事業団は、援護業務

に係る経理については、その他

の業務に係る経理と区分し、特

別の会計を設けて、これを行な

わなければならない。

第三十三条中「援護会に対し、

その業務」を「事業団に対し、援

護業務」に改める。

第三十五条を次のように改め

る。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 労働大臣及び通商産

業大臣は、第二十三条第三項若

しくは第二十五条第一項の認可

をしようとするとき、又は同条

第二項第五号の通商産業省令、

労働省令を定めようとするとき

は、大蔵大臣と協議しなければ

ならない。

第二章第五節及び第六節を次の

ように改める。

(雇用促進事業団法の特別等)

第三十六条 援護業務及び第三十

二条の規定による特別の会計に

關しては、雇用促進事業団法第

一項及び第二項、第二十六条第

一項及び第二項ただし書、第

二十八条、第二十九条、第三十

二条、第三十三条第一項、第三

四条、第三十四条第一項(同法第四条第二

項、第二十条第一項及び第二項

並びに第三十条に係る部分を除

く)並びに第四十条第一号及び

第五号中「労働大臣」とあるの

は「労働大臣及び通商産業大臣」

「通商産業省令、労働省令」とす

る。

2 雇用促進事業団法第二十二条

第二項及び第二十四条第二項の

規定は、援護業務及び第二十二

条の規定による特別の会計につ

いては、適用しない。

第三十五条 削除

3 援護業務は、雇用促進事業団

法第四十条第三号の規定の適用

については、同法第十九条に規

定する業務とみなす。

第三十七条から第三十九条まで

削除

第四十一条中「援護会」を「事業

団」に改める。

第四十五条を次のように改め、

第四十八条及び第四十九条を削

る。

第四十五条 削除

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法の

一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十六年五月十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法の

一部を改正する法律

の一部を改正する法律

第五号中「労働大臣」とあるの

は「労働大臣及び通商産業大臣」

「通商産業省令、労働省令」とす

る。

第五条第一項中「十二人以内」を

改める。

第五条第一項中「十三人以内」に

第七条を次のよう改める。

(中央協議会の事務局)

第七条 中央協議会の事務を處理さ

せるため、中央協議会に事務局を

置く。

2 事務局に、所要の職員を置く。

第八条中「中央協議会」の下に「の

組織及び運営並びに事務局その他中

央協議会」を加える。

第九条の見出しを「都道府県又は

市町村の駐留軍関係離職者等対策協

議会」に改め、同条第一項中「都道

府県は」を「都道府県及び市町村は」

に改め、「当該都道府県」の下に「又

は市町村」を加え、「都道府県駐留軍

又は市町村の駐留軍関係離職者等対

策協議会」(以下「地方協議会」とい

う。)に改め、同条第二項中「都道府

県協議会」といふ。」を「都道府県

又は市町村の駐留軍関係離職者等対

策協議会(以下「地方協議会」とい

う。)に改め、同条第三項中「都道府

県協議会」を「地方協議会の組織及び

運営その他地方協議会」に改め、同

条第三項中「都道府県」の下に「又は

市町村」を加え、「都道府県協議会」

を「地方協議会」に改める。

第十四条中「同日以後」の下に「駐

留軍関係離職者等臨時措置法の一

部を改正する法律(昭和三十六年法律

第五号)の施行の日以後引

き続き旧政府雇用労務者、旧諸機

第十四条の次に次の四条を加え

る。

第十五条 前条の離職を余儀なくさ

れた者について第十六条の規定に

より特別給付金を支給することが

できる場合には、その者について

は、前条の規定は、適用しない。

月二十二日において第二条第二号に

規定する契約に基づき国が雇用

する労務者(以下「旧政府雇用労務者」とい

う。)であつた者であつて、同日以

後一部改正法律の施行の日まで引

き続き旧政府雇用労務者、旧諸機

関雇用労務者又は同条第一号に掲

げる者に該当する労務者若しくは

これに相当する労務者であつて政

令で定める者として在職したもの

が、一部改正法律の施行の日以後

において、アメリカ合衆国の軍隊

の撤退、移動、部隊の縮少又は予

算の削減その他政令で定める理由

の発生に伴い離職を余儀なくさ

れ、又は業務上死亡した場合に

は、予算の範囲内において、政令

の定めるところにより、当該離職

を余儀なくされた者若しくはその

者の遺族又は当該死亡した者の遺

族に対し、特別給付金を支給する

ことができる。ただし、当該離職

昭和三十六年六月一日 参議院会議録第三十三号 雇用促進事業団法案外一件

七五五

を余儀なくされ、又は死亡した者が、政令で定める期間以上在職しつつ、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した時において同条第一号に掲げる者に該当する労務者として在職していた場合に限る。

- 2 旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労務者若しくはこれに相当する労務者であつて政令で定める者であつた者が離職し、その者が当該離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続き日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に再びこれらの労務者のいすれかとなつたときは、その者は引き続き在職したものとみなして、前項本文の規定を適用する。
- 3 第一項の特別給付金を支給する場合において、同一の労務者について同項の規定により特別給付金を支給することができる場合が二以上あるときは、同項の規定は、当該二以上の場合のうち最後の場合に限り、適用する。
- 第十七条 第十四条又は前条第一項の離職を余儀なくされた者に係る特別給付金は、その者が当該離職を余儀なくされた後引き続き在職する者とならなかつたとき、又は当該

離職を余儀なくされた後引き続く在職者となつた者が死亡したとき（当該死亡につき同項の規定により特別給付金を支給することとなる場合を除く。）に支払うものとする。

2 前項において「引き続く在職者」とは、離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日）に第二条第一号に掲げる者に該当する労務者又はこれに相当する労務者であつて政令で定める者となつた者をいう。

（職業訓練手当及び移転に要する費用の支給）

第十八条 履用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第一号）第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては駐留軍関係離職者の再就職の促進に関する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

三 一部改正法律の施行（同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。）の日以後において新たに安定した職業に就いたこと。

三 一部改正法律の施行（同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。）の日以後において新たに安定した職業に就いたこと。

4 履用促進事業団法第二十二条第一項及び第二十四条第三項の規定

は、第一項に規定する業務について同項に規定する費用に相当する金額を交付する。

- 3 政府は、雇用促進事業団に対し、第一項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。
- 4 履用促進事業団法第二十二条第一項及び第二十四条第三項の規定は、第一項に規定する業務について同項に規定する費用に相当する金額を交付する。

- 5 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

本案施行に要する経費としては、本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

移転に要する費用を支給する」と。

三 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

- 2 前項に規定する業務は、次の各号に該当する駐留軍関係離職者に對して行なうものとする。

一 当該離職の日が昭和三十二年六月二十二日以後であること。

二 旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労務者として一年

三 法第十六条の改正規定の施行前にすでに改正前の法第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労務者について、改正後の法第十六条の規定により特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、当該改正後の法第十六条の規定による特別給付金の内払とみなす。

四 本項に規定する業務は、雇用促進事業団法第二十二条第一項及び第二十四条第三項の規定

五 本項に規定する業務は、雇用促進事業団法第二十二条第一項及び第二十四条第三項の規定

六 履用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は第一項に規定する業務について、同法第三十五条の規定は同項第一号の手当又は同項第二号の移転に要する費用の支給を受けることとなつた者の当該支給を受けることについて準用する。

七 附則

八 （施行期日）

九 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、駐留軍関係離職者は等臨時措置法（以下「法」という。）

十 2 法第十六条の改正規定は、雇用促進事業団法の施行（同法附則第一條ただし書の規定による施行をいう。）の日から施行する。

十一 3 政府は、雇用促進事業団に対し、第一項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

十二 4 履用促進事業団法第二十二条第一項及び第二十四条第三項の規定

十三 5 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第二十二条第一項及び第二十四条第三項の規定

十四 6 履用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は第一項に規定する業務について、社会労働委員会に於ける審議の経過並びに結果を報告いたします。

十五 7 附則

十六 8 ○吉武恵市君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

十七 9 まず、雇用促進事業団法案について申し上げます。

十八 10 最近の雇用状況は、雇用者の増加、失業保険受給者の減少など、全般的には改善を見つますが、反面、産業地帯などの地域においては、離職者の集中的発生や労働力の過剰に苦しんでいます。政府はこれに對処すべく、雇用促進事業団を設立して、労働者の就職援助に必要な業務を行ない、雇用を促進せしめんとするのであります。

十九 11 本法律案の要旨は、第一に、失業保険特別会計及び地方公共団体の労働福祉事業団に対する出資額を資本金として、特殊法人たる雇用促進事業団を設立すること。第二に、事業団は、中央及び総合職業訓練所の經營、事業内職業訓練の援助、訓練受講者や移転就職者のための宿舎等の設置運営、訓練手当及び就職移転費の支給、就職のための資金貸付、身元保証等の業務を行なうこと。第三に、事業団は、労働福祉事業団が従来行なつて来た職業訓練等の業務並びに炭鉱離職者援護会の業務を引き継ぐこと等であります。

二十 12 委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなるも

のは、国民所得倍増計画において完全雇用達成の具体的方策を明らかにすべきではないか。失業保険の積立金が非常に多額に上っているが、給付の改善、保険料の低減等を行なうべきではないのか。総合職業訓練所は、失業者よりも新規の学校卒業生が多いので、一般会計からも相当額の資金を支出すべきではないか等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、高野委員より附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

その決議を朗読いたします。

附帯決議
一、政府は、すみやかに雇用基本法を制定し、適正な労働条件のもとを完全雇用に関する総合的、基本的政策を樹立するよう努めること。

二、業務運営の円滑適正を期するため、雇用促進事業団、労使を含む関係者を構成員とする運営協議会を設けること。

三、政府は、法第十九条第一項の事務団の行なう業務に対し、一般会計より支出する等の方針によりそ

の出資金及び交付金を増額するよ

う努めること。

四、政府は、生業資金の貸付等の方

法により離職者自立のため万全を

期すべきであり、特に炭鉱及び駐

留軍離職者に対し特別の配慮をな

すべきである。

以上であります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について申上げます。

本法律案の要旨は、第一に、中央駐留軍関係離職者等対策協議会の委員を

増加し、事務局を新設して、機能を強化すること。第二に、市町村にも駐留軍関係離職者対策協議会を設置し得ることとして、国はこれに要する経費の一部を補助すること。第三に、昭和三十一年六月二十二日以来駐留軍諸機関雇用の労務者として勤続し、政府雇用の労務者に切りかえられ、引き続き所定期日まで勤務した後、離職した者に支給する特別給付金については、駐留軍諸機関の雇用期間を在職期間に通算すること。第四に、離職者で公共職業訓練を受ける者に訓練手当を、職業紹介によって転居就職する者に移転費を、それを支給すること等であります。

委員会におきましては熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなるもの

を申し上げますと、駐留軍関係離職

者は国の政策によって離職した者であ

るから、石炭鉱業関係の離職者と同様

の保護を加えるべきではないか。駐留

軍施設を優先的に払い下げ、また

その手続を簡易にすべきではないか等

について質疑を行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

「審査報告書は都合により追録に

右の内閣提案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条规定する。

昭和三十六年四月二十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

法律

防衛庁設置法(昭和二十九年法律

五百六十四号)の一部を次のように改

正する。

目次中「統合幕僚会議(第二十五

条—第二十八条)」を「統合幕僚会議

(第二十五条—第二十八条の二)」に改

める。

2 事務局においては、統合幕僚会

議の事務及び自衛隊法第二十二条

第三項の規定により議長の行なら

職務に関する事務をつかさどる。

第二章第二節第三款中第二十八条

の次に次の二条を加える。

第七条第一項中「二十五万四千七

百九十九人」を「二十六万八千三百三

十三人」に改め、同条第二項中「十七

万人」を「十七万五千五百人」に、「二万

七千六百六十七人」を「三万二千九

七人」に、「三万三千二百二十五人」

を「三万八千三百三十七人」に、「二

十三万九百三十五人」を「二十四万二

千九人」に改める。

第二十六条中第六号を第七号とし、

同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加

え、同号の次に次の二号を加える。

五 自衛隊法第二十二条第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るものの行動についての長官の指揮命令に關すること。

第二十六条に次の二項を加える。

2 統合幕僚会議は、前項に規定する事務を行なうほか、統合幕僚学

校を管理する。

第二十八条中第五項を第六項とし、同条第四項中「事務局長の外」を

「事務局長のほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「統合幕僚会議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 事務局においては、統合幕僚会議の事務及び自衛隊法第二十二条

第三項の規定により議長の行なら

職務に関する事務をつかさどる。

第二章第二節第三款中第二十八条

の次に次の二条を加える。

日程第四、自衛隊法の一部を改正する法律案(いざれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

を「三万八千三百三十七人」に、「二

十三万九百三十五人」を「二十四万二

千九人」に改める。

第二十六条中第六号を第七号とし、

同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加

え、同号の次に次の二号を加える。

(統合幕僚学校)
第二十八条の二 統合幕僚会議に、
統合幕僚学校を附置する。

2 統合幕僚学校は、上級部隊指揮
官又は上級幕僚としての職務を遂
行するに必要な自衛隊の統合運用
に関する知識及び技能を修得させ
るための教育訓練を行なうとともに
本的な調査研究を行なう機關とす
る。

3 統合幕僚学校に、校長を置き、
自衛官をもつて充てる。

4 校長は、校務を掌理する。

5 統合幕僚学校に、校長のほか、
自衛官、事務官その他所要の職員
を置く。

6 統合幕僚学校は、東京都に置

7 統合幕僚学校の内部組織につい
ては、総理府令で定める。

第三十三条第一項を第五項と
し、第三項を第四項とし、同条第一項の次
に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、防
衛大学校は、同項の教育訓練を修
了した者その他長官の定める者に
対し、自衛隊の任務遂行に必要な
理学及び工学に関する高度の理論
及び応用についての知識並びにこ
とを可決した。

右の内閣提出案は本院に付いてこれ
によつて国会法第八十三条により送付
する。

官 報 (号 外)

れらに関する研究能力を修得させ
るための教育訓練を行なう。

第三十条第二項中「学生」の下に
「(第三十三条第一項の教育訓練を受
けている者をいう。)」を加える。

1 この法律中目次の改正規定、第
二十六条に一項を加える改正規定
及び第二章第二節第三款中第二十
八条の次に一条を加える改正規定
は昭和三十六年八月一日から、そ
の他の部分は公布の日から施行す
る。

2 防衛厅職員給与法(昭和二十七
年法律第二百六十六号)の一部を
次のように改正する。

第三十四条第二項中「以下「学生」と
いう」を「防衛厅設置法(昭和二十
九年法律第六百六十四号)第三十三
条第一項の教育訓練を受けている
者をいう。以下「学生」という」に
改める。

第七条(見出しを含む。)中「管区
總監」を「師団長」に、「管区隊」を「師
団」に改める。

第十一条(見出しを含む。)中「管区
總監」を「師団長」に、「管区隊」を「師
団」に改め、同条第四項を削る。
同条第三項中「管区隊」を「師団」に、
自衛隊法(昭和二十九年法律第一百
六十五号)の一部を次のようない
ては、総理府令で定める。

第十二条(見出しを含む。)中「管区
總監」を「師団長」に、「管区隊」を「師
団」に改める。

第十三条(見出しを含む。)中「管
区隊及び混成團」を「及び師団」に、
「管区總監部及び混成團本部」を「及
び師団司令部」に改める。

第十四条中「管区隊及び混成團」
を「及び師団」に改める。

第十五条第一項中「地方隊」の下に
「教育航空集団」を加え、「練習隊
群」を「練習艦隊」に改める。

第十六条の二 護衛艦隊の長は、護
衛艦隊司令官とする。

2 護衛艦隊司令官は、自衛艦隊司
令官の指揮監督を受け、護衛艦隊
の隊務を統括する。

(航空集団司令官)

第十七条の二(見出しを含む。)中
空集団司令官とする。

2 航空集団司令官は、自衛艦隊司
令官の指揮監督を受け、航空集団
の隊務を統括する。

第十八条の二(見出しを含む。)中
飛行教育集団司令官を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第十九条の二(見出しを含む。)中
飛行教育集団司令官を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第二十条の四(見出しを含む。)中
「航空方面隊司令」を「航空方面隊司
令官」に、「航空總隊司令」を「航空總
隊司令官」に改める。

第二十一条の五(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令官」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

昭和三十六年四月二十七日
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

自衛隊法の一部を改正する法律
案

自衛隊法の一部を改正する法
律

自衛隊法(昭和二十九年法律第一百
六十五号)の一部を次のようない
ては、総理府令で定める。

第十五条第二項中「護衛艦隊」を「
及び護衛艦隊」に改め、同
項の次に次の二項を加える。

3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及
び航空集団以外の部隊」を「
及び護衛艦隊群その他の直轄部隊から
成る。

4 航空集団は、航空集団司令部及
び航空群から成る。

第十六条(見出しを含む。)中「自衛
艦隊司令」を「自衛艦隊司令官」に改
め、同条の次に次の二条を加える。

5 保安管制氣象団は、保安管制氣
象団司令部及び保安管制群、氣象
群その他の直轄部隊から成る。

6 教育航空集団司令官は、長官の指
揮監督を受け、教育航空集団の隊
務を統括する。

第十七条の二(見出しを含む。)中
「航空方面隊司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第十八条の二(見出しを含む。)中
「航空總隊司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第十九条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令官」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第二十条の四(見出しを含む。)中
「航空方面隊司令」を「航空方面隊司
令官」に、「航空總隊司令」を「航空總
隊司令官」に改める。

第二十一条の五(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令官」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第二十二条の五(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令官」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第二十三条の五(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令官」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第二十四条の五(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令官」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

第二十五条の五(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令官」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

条第七項とし、同条第三項中「警戒
隊」を削り、同項を同条第五項とし、
同項の次に次の二項を加える。

6 教育航空集団は、教育航空集団
司令部及び教育航空群その他の直
轄部隊から成る。

7 条の二 教育航空集団の長
は、教育航空集団司令とする。

2 教育航空集団司令は、長官の指
揮監督を受け、教育航空集団の隊
務を統括する。

第十七条の二 教育航空集団の長
は、教育航空集団司令とする。

3 第十八条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

4 第十九条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

5 第二十条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

6 第二十二条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

7 第二十三条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

8 第二十四条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

9 第二十五条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

10 第二十六条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

11 第二十七条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

12 第二十八条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

13 第二十九条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

14 第三十条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

15 第三十一条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

16 第三十二条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

17 第三十三条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

18 第三十四条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

19 第三十五条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

20 第三十六条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

21 第三十七条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

に、「練習隊群」を「練習艦隊」に改
め、同条を第十七条の三とし、第十
七条の次に次の二条を加える。

7 条の二 教育航空集団の長
は、教育航空集団司令とする。

2 教育航空集団司令は、長官の指
揮監督を受け、教育航空集団の隊
務を統括する。

第十七条の二 教育航空集団の長
は、教育航空集団司令とする。

3 第十八条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

4 第十九条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

5 第二十条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

6 第二十二条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

7 第二十三条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

8 第二十四条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

9 第二十五条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

10 第二十六条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

11 第二十七条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

12 第二十八条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

13 第二十九条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

14 第三十条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

15 第三十一条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

16 第三十二条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

17 第三十三条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

18 第三十四条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

19 第三十五条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

20 第三十六条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

21 第三十七条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

に、「練習隊群」を「練習艦隊」に改
め、同条を第十七条の三とし、第十
七条の次に次の二条を加える。

7 条の二 教育航空集団の長
は、教育航空集団司令とする。

2 教育航空集団司令は、長官の指
揮監督を受け、教育航空集団の隊
務を統括する。

第十七条の二 教育航空集団の長
は、教育航空集団司令とする。

3 第十八条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

4 第十九条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

5 第二十条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

6 第二十二条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

7 第二十三条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

8 第二十四条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

9 第二十五の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

10 第二十六条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

11 第二十七条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

12 第二十八条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

13 第二十九条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

14 第三十条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

15 第三十一条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

16 第三十二条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

17 第三十三条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

18 第三十四条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

19 第三十五条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

20 第三十六条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

21 第三十七条の二(見出しを含む。)中
「飛行教育集団司令」を「飛行教育
集団司令官」に改める。

て行なうものとし、これに関する長官の命令は統合幕僚会議の議長が執行することとしております。

内閣委員会は前後九回にわたり委員会を開き、この間、池田内閣総理大臣、西村防衛厅長官、その他閣僚政府委員の出席を求めて、本二法案を一括して慎重熱心に審議いたしました。

おもな点を申し上げますと、「核兵器に関する、我が国の憲法上政府はいかに解釈するか」との質問に対しまして、池田総理より、「憲法解釈法、純理論的には、自衛のためなら核兵器を持たないことはない。しかし、政治的に考えて核兵器を持たない。この点、岸総理の見解と同様である」旨、また、「統合幕僚会議の強化はシビル・コントロールの基本原則を侵害するものではないか」との質問に対しまして、池田総理より、「シビル・コントロールの原則は民主主義の根本であり、これは絶対に守らなければならぬ。今回の統合幕僚会議の充実も決してこの原則に反するものではなく、自衛隊の運営についてはシビル・コントロールが根幹であって、この原則をぜひ守る必要がある」旨の所見が明らかにされました。なお、「師団改編の目的いかん」との質問に対し、西村長官より、「今えたものでなく、従来の経験によつて、地形に応じたものとし、小型化し

て機動力を發揮できるようにならぬことを望るものである」旨、また、過般のケネディ大統領の国防予算教書に因連して、「局地戦に対する政府の見解いかん」との質問に対し、西村長官より、「かかる局地戦が起らぬことを望み、また、かかる局地戦の起ることを抑制するのが今回の自衛隊整備のねらいである」旨の答弁がありました。このほか、現在の国際情勢に対する政府の見通しと、これに対処する国防方針、第二次防衛計画策定の現況、防衛厅昇格の問題とシビル・コントロールの見地より防衛厅内局強化の要否、池田総理渡米の際のケネディ大統領との話し合いの議題、韓国クーデターに対する政府の態度、防衛厅における国外情報収集の現状、防衛出動と治安出動に関する法的解釈等の諸点について質疑応答が熱心に重ねられましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

討論を終わり、本二法案を一括して採決いたしましたところ、賛成者多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○伊藤顯道君 私は、ただいま議題となりました防衛局設置法の一部を改正する法律案並びに自衛隊法の一部を改正する法律案、いわゆる防衛二法案に対して、日本社会党を代表いたしまして断固反対の討論を行なわんとするものであります。

反対の第一の理由は、現在の自衛隊の存在そのものが憲法第九条の違反であり、平和を脅かすものであるといふ点であります。日本国憲法が制定されからすでに十四年になりますが、この憲法が日本の国民にもたらした恩沢は、政治、経済、社会、文化の各方

面にわたって、はかり知らないものがあります。ところが、この憲法の理想と現実の政治状況との間には多くの矛盾があるのです。その矛盾が作られたのは、この十四年間、保守党政権が憲法の解釈をゆがめ、その趣旨を踏みにじって、自衛隊という名の軍隊の育成、教育に対する国家の干渉、労働者の権利の制限、國家警察の強化など、平和と民主主義に反するさまざま

な政策を行なつてきただからにはかならぬのであります。(拍手)憲法の条文は健在であります。が、政府の反憲法政策によって、この憲法は空洞化されつつあります。かくて、憲法改正の動きは、再軍備とともに始まり、防衛力の増強とともに、ますます活発になつて参りました。警察予備隊から保安隊へ、そしてさらに自衛隊へと軍備が強化され、今では、自衛力の名において、自衛隊関係人員は二十六万にも上つて参りました。こうした自衛隊の膨張の過程は、そのまま憲法第九条の拡大解釈の歴史であります。戦争を放棄し、一切の戦力を否否定した憲法のもとで、特車とか、あるいは戦力なき軍隊とか、あるいはまた自衛のための戦力とか、さらによつた、自衛のための小型核兵器は憲法違反でないが政策上持たない、こういった珍答弁が相次いで現われて参りました。そのいきさつを、かいつまんで申し上げますと、警察力ではなくぶりできる保安隊、そうして自衛隊となつてくると、確かに軍隊ではある、しかし、憲法が否定した戦力ではない」こういふふうに逃げて参りました。この段階まで来るところ、憲法改正の動きが公然と頭を持ち上げて参りました。吉田首相も、昭和二十八年十一月三日の衆議院の予算委員会で、「保安隊を増強して、ついに戦力に至れば、憲法を改正する」と言明

して参りましたが、昭和二十九年には、自由、改進両党の憲法調査会が、それぞれ憲法改正の要綱案を発表いたしました。「戦争の放棄」を放棄して、國の安全と防衛に関する一章を設ける構想を明らかにいたしましたが、それから間もなく、鳩山内閣の成立とともに、こうした憲法の解釈に新しい局面が生まれて参りました。一二〇年、自由

衛のための戦力といえども、戦力ということになれば憲法改正を必要とするとした吉田内閣当時の見解は、全く投げ捨てられまして、自衛のための戦力といえども、戦力といふことになれば憲法違反でないと断言するようになります。

池田内閣は、鳩山内閣当時、自衛権の限界として、自衛のために他の方法がないときは、敵基地を攻撃し得るとの見解をそのままとつており、しかも他方において、憲法第九条の自衛権の解釈として、核兵器を行使することも、あえて憲法は否定していないとの池田総理の答弁があるのと、これを照應して考えますと、現内閣は従前の内閣の控え目な憲法解釈より數歩進んだものと考えられるのであります。従つて、このような解釈を行なう現内閣に対し、国民が多大の不安を持つことは、また当然であると言わなければなりません。多數なるがために、権力を持つ者であるがために、こうした言ふものが我が可能とされてきたのであります。このようなやり方で作り上げられました。

れた自衛隊を、もと動かすことのできぬ虞成の事実として固定させた上で、これを前提とした形で防衛計画を進め、防衛二法を改悪しよろとしているのであります。

國家の安全といふような問題に対しても、國民が不安を持つてゐるところには、十分考慮を払う必要がありましょ。しかし、軍隊を作り上げるといふことだけが國の安全を保護することにはなりません。日米安保条約のよろに、アメリカを特定の國とだけ軍事同盟を結んでいることが國の安全になりましょか。ボタン押し戦争といわれる現在、防衛の名に値しない軍隊を持つたために、あるいは特定の國と軍事同盟で結ばれていたために、かえつて国際政局を緊張させて、他の國々の情願心を損ぐくといふことにならないであります。

官報(外)

反対の第三点は、統合幕僚會議の議長の権限強化についてであります。新安保体制下、日米共同防衛条項が発動されるときは、米軍の指揮のもと即座に行動し得る態勢を作り上げることをねらつておられるものであります。これは實質的に、自衛隊の文官優位の原則をくまます。それを多分に持つものであつて、國の安全に対する文官優位の原則を堅持するためには、必ずしも國の自衛隊といふ名の軍隊があります。これらを指摘しなければなりません。現に日本には、旧帝陸軍の三十倍もある戦力を持つといわれている二十六万反対の第二点は、師団改編についてであります。政府は、旧安保条約において内乱条項が、新安保条約において削除されましたので、間接侵略に対処する場合は、民主主義の根本であり、絶対に守られなければなりません。最近の韓国

のクーデターを待つまでもなく、かつする国内治安の警備力を強化しようとするのが師団改編の一つの大きなねらいであることは、すでに疑う余地のないところであります。もちろん、政府のいふがこと、純軍事的用兵上の意味もありましょ。けれども、西村防衛長官自身認められますように、間接侵略の面にウエートを置かれたことも事実であります。また、間接侵略のた

めの自衛隊の治安出動は、國会の事後承認を必要としている現在の自衛隊法の規定、及び間接侵略の明確なる概念が政府よりついに示されなかつたことによるてまかわれておる自衛隊が、國民を脅圧する武装軍隊と化すおそれなどから考えますならば、國民の血税によつてまかわれておる自衛隊が、

「小型核兵器は自衛のためならば憲法違反とならない。ただし政策上持たない」、こうじうまことにその見解を変えできているのであります。從来から防衛庁は、「核弾頭をつけられない説導弾らしいではないか」、こういきふうに言ひ続けておるのであります。が、その後、「核弾頭をつけられるものでも、つけないからいいではないか」、こういふうに見解を変えてきておるのであります。この調子で進みますと、さらに進んで、「核弾頭をつけて使わなければいいではないか」と、いろいろななります。最終的には、「核弾頭をつけて使ってもいいではないか」、こういふうに飛躍してくるであろうことを、過去十年間の自衛隊変遷の歴史から容易に察知することができます。将来の伏線がうかがい得るのではあります。政策を変えれば、明日にも公然と核武装化が実現されるのであります。この憲法解釈の変更には、将来的伏線がうかがい得るのであります。政策を変えれば、明

(拍手)本年三月二十三日、第三回国防会議議員懇談会において、防衛局長特に青年層の不信感からきいてあることを、われわれは國民とともに憂慮するものであります。かようなことは、國会自体認めていたところは、國会開会中、最後までその全貌を明らかにしないで、國民に隠れて国防会議を開き、これを決定せんとしていることは、國会懇談の最たるものと言わなければなりません。政府はこの計画の全貌をすみやかに國民を代表する國会に明らかにする義務があらうと思ふのであります。

最後に、わが党が提唱して参りましたのは、國防意識について次のように説明しております。「國民の自衛隊に対する理解と協力は、各國に比べて著しく劣つており、この点の高揚が今後の重要な問題であろう。」こういふうに言つておられます。が、第九条で、陸海空軍その他の

の機力は保持しない、こういふ平和憲法を持つ日本国民に向かつて、自衛隊に於て理解を持ち協力してほしいと申しますが、第九条で、陸海空軍その他の

の機力は保持しない、こういふ平和憲法を持つ日本国民に向かつて、自衛隊に於て理解を持ち協力してほしいと申しますが、第九条で、陸海空軍その他の

の機力は保持しない、こういふ平和憲法を持つ日本国民に向かつて、自衛隊に於て理解を持ち協力してほしいと申しますが、第九条で、陸海空軍その他の

斯じて妥協を許さない私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(松野謙平君) 小幡治和君。

「小幡治和君登壇、拍手」

○小幡治和君 私は自由民主党を代表いたしまして、たゞいま議題となつておられまする防衛二法案に対し、賛成の意見を表明せんとするものであります。

最近の世界情勢を見まするに、東西両陣営の相互不信に基づく冷戦状態が依然繼續し、コンゴー、キューバ、ラオス等、局地紛争が相次いで発生見えてることは御承知の通りでござります。国々におきましても、政治、経済、軍事等の分野において不安定の要素が多く、冷戦の焦點ともなり、絶えず局地紛争発生の危機をはらんでゐる所があつまつては十分に注意する必要があります。

このよくな国际情勢下において、わが国の平和と独立を確保し、国民の幸福と安全を守るために有効適切な方針を講ずることは、わが国政治の要緊の課題であります。ただ口に平和を唱えることをもつて足りりとなす一部論者の主張は、無責任な机上の空論であります。現実に立脚する政治のこれをとどめし、そこで用いられる手段も複雑巧妙をきわめていることは、われわれとしても重大な関心を払わざるを得ないであります。反面、安全保障に関する機能もいまだ十分とは言えず、ドイツ問題、軍縮問題等におきましては、いたずらに東西の利害が鋭く対立し、そしでは、東西の利害が鋭く対立し、その機能はほとんど停止しているのみならず、ときとしては、いたずらに東西双方の宣伝の場と化していることは、現状における国連の機能の限界を示すとともに、國際政治の現実がいかにき

びしいかを物語るものであります。以下のところ、世界の平和は、遺憾ながら、両陣営の力の均衡によつて維持されていると言わざるを得ないと思ひます。翻つてわが国の周辺をめぐる極東情勢を見まするに、東西両陣営に分離されてゐる国家はもとより、その他の国々におきましても、政治、経済、軍事等の分野において不安定の要素が多く、冷戦の焦點ともなり、絶えず局地紛争発生の危機をはらんでゐる所があつまつては十分に注意する必要があります。

このよくな国际情勢下において、わが国の平和と独立を確保し、国民の幸福と安全を守るために有効適切な方針を講ずることは、わが国政治の要緊の課題であります。ただ口に平和を唱えることをもつて足りりとなす一部論者の主張は、無責任な机上の空論であります。現実に立脚する政治のこれをとどめし、そこで用いられる手段も複雑巧妙をきわめていることは、われわれとしても重大な関心を払わざるを得ないであります。反面、安全保障に関する機能もいまだ十分とは言えず、ドイツ問題、軍縮問題等におきましては、いたずらに東西の利害が鋭く対立し、そしでは、東西の利害が鋭く対立し、その機能はほとんど停止しているのみならず、ときとしては、いたずらに東西双方の宣伝の場と化していることは、現状における国連の機能の限界を示すとともに、國際政治の現実がいかにき

には、人工衛星時代に在来兵器を持つて何になるかといふ話がありますが、今日、核兵器を使うところの全面戦争

といふものは、とうてい人類の幸福のためになし得ない。むしろ世界の人類いたしましては、局地戦等に対処するところの在来兵器の軍備といふものに非常なる重点を置きつある今日におきましては、当然であります。また、シビリアン・コントロールの面につきまして、いろいろ反論があります。

○議長(松野謙平君) 田畠金光君。

「田畠金光君登壇、拍手」

○田畠金光君 私は民主社会党を代表いたしております。また今回の改正に由りまして、内閣並びに統合幕僚監部との関係においても、従来通りといふことといたしておきます。また

シビリアン・コントロールの面につきまして、いろいろ反論がありますけ

れども、政治の優位は憲法にはつきり

あります。

○議長(松野謙平君) 田畠金光君。

「田畠金光君登壇、拍手」

くするほど皆さん、また国民大衆に宣明しておるのであります。今さへ論議する必要もないほど私は國民に是徹底いたしておると思ひます。

以上のような理由によりまして、今さへ論議する必要もないほど私は國民に

は徹底いたしておると思ひます。

官 報 (号 外)

八月以降、憲法の具体的条章について
改定の是非を論議する段階にきている
と聞いております。自民党的憲法調査
会は、本年十月末を目指に、憲法改定
案をまとめあげるため鋭意作業中であ
り、同調査会のまとめた憲法改定の基
本構想は、新しい憲法創設であり、抽
象的な理想国家の姿を規律するもので
なく、日本民族の歴史、精神に根をお
ろしたものであるということであり、
また立案にあたっては、敗戦に際して
の国民の反省を加味するが、その後の
政治思想の変化を貴重な事実として取
り入れようということであります。昭
和二十九年十一月、時の自由党憲法調
査会のまとめた日本本邦憲法改定案によ
れば、国の安全と防衛に關する一章を
設けること、第九条を書き改め、統帥
権、軍の編成、維持、戦争並びに非常
事態の宣言、軍事特別裁判所等に關す
る規定を設けること、また国防に協力
する国民の義務、並びに戦争または非
常事態下における国民の権利義務の特
例について別途考慮すること等をう
たっておりますが、最近の政府与党に
みられる防衛政策は、究極は憲法改悪
への道に通するものであると断ぜざる
を得ません。憲法を守り、憲法の逸脱
を許さずという立場から、私は本改定
法案に反対するものであります。

年夏、岸総理渡米に際し、第一次防衛力整備計画を携行いたしております。今月下旬池田総理は訪米されることになります。池田・ケネディ会談の重要な議題の一つが日本の防衛問題です。あることは、過般帰朝された朝海大使の報告を見ても明らかであります。が、池田総理、西村防衛庁長官は、このことを強く否定しているのであります。なぜもとと率直に国民に語らうとしないのか、どうして秘密主義に終始しようとするのか、政府に強く反省を求めていたいと思います。

いかに総理が否定されようとも、第二次防衛力整備計画は、国会の終了とともに、総理の渡米直前にはおそらく最終案がまとまるであります。ことに総理の渡米を前にして、与党の飛躍的防衛力拡充方針が打ち出されたという事実であります。国の防衛はだれのためのものでありましょか。防衛と民の納得の上に打ち立てるべきものだと考えます。今回の池田訪米は、新安保条約成立後、初めての訪問であります。新安保条約は言うまでもなく、バントンペーク決議の精神に基づくものであり、わが国は自助及び相互援助の精神に基づき、口先だけでなく、具体的な事実をもって、防衛力増強の事実をアメリカに果たさなければなりません。第三条がM.S.A.協定第八条を受

ことは一そら明らかなる現実であります。にもかかわらず、万事秘密主義に終始し、国民党に語ろうとしない政府の態度は、国民に親しまれる自衛隊を作りといながら、逆の方向に押しやるものといわなければなりません。極東における緊張の継続、ことに、ラオス、ベトナム、台湾海峡の動向、韓国とのクーデターの背景を見ますときに、このような情勢下において日米軍事同盟の強化をはかることは、かえって日本の平和と安全にマイナスを加えると考えます。わが党は、安保条約の再改定、防衛協定の段階的解消を主張するものであります。本改正案はこのような立場に反するものであるがゆえに、強く反対するものであります。

「将来の戦争様式を展望すると、ミサイル戦争は、米ソ二大国の力の均衡によって、今後絶対に起らならないだろう。また、第二次大戦型の直接侵略方式も、今後はめったに起こるまい。むしろ今後の戦争は、国内に赤い勢力がデモや反乱を行ない、これをきっかけに外国勢力が軍事援助をするという、いわゆる間接侵略方式が主要な部分を占めるだろう。」この言葉は政府のとらんとする作戦用兵の基本を示すものといえましょう。かつての赤城構想においては、陸上十三個師団編成のねらいは、将来の原子力戦争に備え、分散と集中を迅速にするため、師団の小型化と機甲化をはかるということにあつたが、今日は性格を変え、国内の暴動鎮圧、間接侵略に対処する治安部隊に変わらうとしております。過般問題になりました治安行動草案は端的にその間の事情を示すものであります。自衛隊の任務は、自衛隊法に明らかなことく、侵略に対し国を守ることであり、治安の維持は第二義的使命であると考えます。しかるに今日では、間接侵略その他の緊急事態に際しての治安行動が自衛隊の任務の中心に移りつつあるといふ、この事実にかんがみ、総理大臣が治安出動を命ずるにあたっては、あらかじめ国会の意思を聞くべきであり、国会すなわち国民の意思により自

ると思います。遺憾ながらこういう準備もないようあります。韓國のクーデターはわれわれに多くの示唆を与えるものであります。御承知の通り、韓國軍の軍隊は、大統領、国防長官、すなわち文民の指揮監督下に置かれております。また一方、韓國軍の指揮権は國連軍司令官の手にあります。さらにもた、多くのアメリカの軍事顧問が韓國軍隊の要所に配置されております。いうなれば、韓國軍は二重のコントロールのもとに置かれていたはずであります。しかしもかわらず、軍事革命が起きたのであります。われわれはこれを単に他山の石とするだけでなく、十分教訓をくみ取るべきであります。ケネディは国防予算特別教書において、軍事力は文官が統制すべきことを強く訴えております。これは単に防衛省内局の文官対制服の関係という形式の問題ではないと思います。戦争の開始、核兵器の使用、戦争の拡大等、政戦略の決定はすべて文民の権限であり、最終的には大統領の決定であるということです。核ミサイル時代の今日、偶発事故がどんな危険性をもたらすか、はかり知れざるものがあります。それだけに、軍事に対する政治の優先は、幾ら強調しても強調しえることはないと思います。

「法」という。) 第百十五条の規定により通常選挙と併合して行なわれる補欠選挙を含む。) については、この法律に規定する特例による。

か、法の定めるところによる。

第二条 前条の選挙に対する法第三十二条及び第三十四条の規定の適用については、同法第三十二条第三項及び第三十四条第六項第一号中「二十五日」とあるのは、「二十日」と読み替えるものとする。

第三条 第一条の選挙に対する法第一百四十二条の二の規定の適用については、同法同条ただし書中「演説会場及び街頭演説(演説を含む)」の場所においてする場合並びに選挙運動のために使用する自動車又は船舶の中において午前八時から午後七時までの間にする場合」と読み替えるものとする。

2 前項の場合における連呼行為については、法第一百四十二条の三の規定は、適用しない。

(自動車) 第四条 第一条の選挙に対する法第一百四十二条の規定の適用について、同法同条第三項本文中「乗用自動車又は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五条)第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する自動車をいふ。)」とあるのは、「命令で定める乗用の自動車」は、「命令で定める乗用の自動車」である。

(通常葉書の数等) 第五条 第一条の選挙に対する法第一百四十二条の規定の適用については、同法同条第一項各号別記以外の部分中「通常葉書」とあるのは、同法同条第一項各号別記以外の部分中「通常葉書」とあるのは、「郵政大臣が郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第二十二条第三項本文の規定によつて発行する通常葉書」と、同項第二号中「六万枚」とあるのは「十二万枚」と、「一万五千枚」とあるのは「三万枚」と、「三千枚」とあるのは「六千枚」と読み替えるものとする。

(通常葉書の譲渡防止の措置) 第六条 選挙運動のために使用する通常葉書は、譲渡を防止するため、郵政省において公職の候補者ごとに命令で定める表示をしたものでなければならない。

(ボスターの數) 第七条 第一条の選挙に対する法第一百四十二条の規定の適用について、同法同条第一項第二号中「五万枚」とあるのは「十万枚」と、同項第三号中「八千枚」とあるのは「二万二千枚」と、「三千枚」とあるのは「五千枚」と読み替えるものとする。

(ポスター掲示場) 第八条 地方選出議員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会

は、選挙運動のために使用するボスターを掲示するための掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場は、公衆の見やすい場所を選び、一投票区について一箇所以上設けなければならぬ。

3 公職の候補者が第一項の掲示場に掲示することができるボスターの掲示方法その他の掲示について必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の掲示場については、法第一百四十五条第一項の規定は、適用しない。

一 出納責任者 一日につき千円以内

二 出納責任者以外の選挙運動に従事する者 一日につき五百円以内

三 (国庫負担) 一日につき五百円以内

四 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

五 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

六 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

七 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

八 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

九 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

十 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

十一 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

十二 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

十三 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

十四 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

十五 (報酬の支給) 一日につき五百円以内

三条第二項の規定によつて選挙運動に従事する者に支給することができる報酬の限度額をえた額」に読み替えるものとする。

対しては、法第一百九十七条の二第二項第一号に規定する実費弁償の額は、通じてそれぞれ前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

二選挙運動に従事する者に支給を受ける場合には、その者が既に届け出た者を変更する必要がある場合には、その

者にかえて他の者を届け出ることができる。ただし、当該報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

三 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者として既に届け出た者を変更する必要がある場合には、その

者にかえて他の者を届け出ることができる。ただし、当該報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

四 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

五 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

六 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

七 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

八 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

九 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十一 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十二 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十三 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十四 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十五 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十六 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

十七 第二項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数を支給することができる。

昭和三十六年五月十二日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第五条第一項及び第二項中「提出しなければならない」を「提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	單位費用
1 警察費	警察員数	一人につき	五一〇、七〇〇〇〇
2 土木費	道路費	一平方メートルにつき	二四四八〇
3 河川費	橋りょう費	一メートルにつき	三〇七八五
4 港湾費	橋りょう費	一メートルにつき	一一一八八〇〇
5 その他の土木費	橋りょう費	一メートルにつき	三五八一〇
6 小学校費	道路の面積	一メートルにつき	二六〇六四〇〇
7 中学校費	道路の面積	一メートルにつき	四、四〇〇〦〇
8 高等学校費	道路の面積	一メートルにつき	四〇三四〇
9 その他の教育費	道路の面積	一メートルにつき	六八一、八三七〇〇
10 児童及び生徒の教養費	面積	一人につき	三五六〇〇
11 児童及び生徒の教養費	人口	一人につき	一〇〇、四二〇〇〇
12 児童及び生徒の教養費	教職員数	一人につき	四六、七七五〇〇
13 児童及び生徒の教養費	学校数	一人につき	二〇九、五二〇〇〇
14 児童及び生徒の教養費	教職員数	一人につき	四六、七七五〇〇
15 児童及び生徒の教養費	学校数	一人につき	二〇、二六七〇〇
16 児童及び生徒の教養費	人口	一人につき	六三、七六二〇〇

道府県

厚生労働費

生活保護費

社会福祉費

労働費

衛生費

農業行政費

産業經濟費

林野行政費

水産行政費

農業行政費

失業者数

耕地の面積

農家数

水産業者数

商工業の従業者数

道府県税の税額

恩給受給権者数

人口

千円につき

一円につき

三八、五四〇〇

三七〇〇〇

一〇六一一

一円につき

二一四、〇〇〇

九五

二九五三九

一メートルにつき

一一〇三

二四七二四

五九四六七

二〇三一〇

一〇九七

八三六八

一九五六三

一九六〇〇

二六、六八八〇〇

一九五六〇

一九六〇〇

一九五〇一〇〇

九〇〇七〇〇〇

四八六〇〇

二六、六八八〇〇

一九五六三

一九六〇〇

一九五〇一〇〇

一九五〇一〇〇

一九五〇一〇〇

一九五〇一〇〇

町村部人口

人口

工場事業場労働者

人口

一町歩につき

戸につき

一歩につき

昭和三十六年六月一日 参議院会議録第三十三号
昭和三十七年における参議院議員選挙の選舉運動等の臨時特例に関する法律案外二件

第十二条第一項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中

(1) 国庫の負担金を受け充て施行した災害復旧事業に係る経費又は当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて、害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債の当該年中

四十 同表中
四十一 特別の措置 昭和二十六年度、昭和二十七年度及
として発行を許可された地方債において、特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で、大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金

同表測定単位の種類の欄中「四十一」を「四十」に改め、同表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「寺町音質實、也盛北下等対策事業實、緊急少防等事業實及び特殊土じよう対策事業實を除

く。)」を「(地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土しよう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く。)」に改める。

第十六条第四項中「四月一日以前一年内に」を「四月一日以前一年内及び四月一日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。
第三十三条を次のように改める。

第三十三条

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

の項中	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方 債の元利償還金	一円につき
公共事業費等特定の事業費の財源に 充てた地方債の元利償還金		一円につき	九五
		とあ	

の項中
八 特定償還費
公共事業費等特定の事業費の財源に
充てるため発行を許可された地方債
に係る元利償還金

災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金に係る元利償還金

昭和三十六年六月一日 参議院会議録第三十三号 昭和三十七年における参議院議員選舉の選挙運動等の臨時特例に関する法律案外二件

同条第二項の表中

八 還費 1 特別地方債償 還費 2 特定債償還	七 災害復旧費
三十九、災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利債償還額	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十七年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における元利債償還額
三十、災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利債償還金	災害復旧事業費の財源に充てた地方債に係る元利債償還金
(1) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に伴う緊急砂防若しくは治山のための事業に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金	國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金
(2) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金	國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金
(3) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金	國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金
(4) 國庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債」とい	國庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債」とい

と

あるのは

三 還に昭和三十九年おわたりた地方債の災害復旧事業費の財源に充てた元利債償還度に依る元利債還金	四 等特別の財源に充て許可される元利債還金に依る元利債還金
三十、災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利債償還金	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利債償還金
(1) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金	國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金
(2) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金	國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金
(3) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金	國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下等による災害に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「緊急砂防等事業債」という。)の当該年度における元利債還金
(4) 國庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債」とい	國庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債」とい

と読み替え

昭和三十六年六月一日 参議院会議録第三十三号 昭和三十七年における參議院議員選挙の選舉運動等の臨時等に關する法律案外二件

七七〇

四十 災害復旧事業の財源の充當	和三十七年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額
四十一 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別措置債と同様に許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十六年度における元利償還金及び昭和三十七年度以後における償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額
四十二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てて許可された地方債を許可された元利債還金	昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和三十九年度において特別措置債と同様に許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十六年度における元利債還金及び昭和三十七年度以後における償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額

四十三 地方債に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため昭和二十六年度以前において発行を許可された地方債の額の三分の一の額の地方債を起ことことができる。ただし、これらの額は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらに該するときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和三十九年度において特別措置債と同様に許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十六年度における元利債還金及び昭和三十七年度以後における償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額
--	---

円 円 円

〔審査報告書は都合により追録によるものとする。〕	選舉制度審議会設置法案
〔掲載〕	選舉制度審議会設置法
選舉制度審議会設置法案	(設置)
第一條 総理府に、選舉制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。	三 政党その他の政治団体及び政治資金の調度に関する重要事項
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	四 選舉公明化運動の推進に関する重要な事項
よつて国会法第八十三条により送付する。	二 審議会は、前項各号に掲げる事項に応じて調査審議する。
昭和三十六年五月十一日	(答申等の尊重)
衆議院議長 清瀬 一郎	第三条 政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。
参議院議長 松野鶴平殿	一 公の選挙及び投票の制度に関する重要な事項
二 国會議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の數	第六条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

〔審査報告書は都合により追録によるものとする。〕	選舉制度審議会設置法案
〔掲載〕	選舉制度審議会設置法
選舉制度審議会設置法案	(設置)
第一條 総理府に、選舉制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。	三 政党その他の政治団体及び政治資金の調度に関する重要事項
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	四 選舉公明化運動の推進に関する重要な事項
よつて国会法第八十三条により送付する。	二 審議会は、前項各号に掲げる事項に応じて調査審議する。
昭和三十六年五月十一日	(答申等の尊重)
衆議院議長 清瀬 一郎	第三条 政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。
参議院議長 松野鶴平殿	一 公の選挙及び投票の制度に関する重要な事項
二 国會議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の數	第六条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

〔審査報告書は都合により追録によるものとする。〕	選舉制度審議会設置法案
〔掲載〕	選舉制度審議会設置法
選舉制度審議会設置法案	(設置)
第一條 総理府に、選舉制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。	三 政党その他の政治団体及び政治資金の調度に関する重要事項
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	四 選舉公明化運動の推進に関する重要な事項
よつて国会法第八十三条により送付する。	二 審議会は、前項各号に掲げる事項に応じて調査審議する。
昭和三十六年五月十一日	(答申等の尊重)
衆議院議長 清瀬 一郎	第三条 政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。
参議院議長 松野鶴平殿	一 公の選挙及び投票の制度に関する重要な事項
二 国會議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の數	第六条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

〔審査報告書は都合により追録によるものとする。〕	選舉制度審議会設置法案
〔掲載〕	選舉制度審議会設置法
選舉制度審議会設置法案	(設置)
第一條 総理府に、選舉制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。	三 政党その他の政治団体及び政治資金の調度に関する重要事項
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	四 選舉公明化運動の推進に関する重要な事項
よつて国会法第八十三条により送付する。	二 審議会は、前項各号に掲げる事項に応じて調査審議する。
昭和三十六年五月十一日	(答申等の尊重)
衆議院議長 清瀬 一郎	第三条 政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。
参議院議長 松野鶴平殿	一 公の選挙及び投票の制度に関する重要な事項
二 国會議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の數	第六条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により昭和三十一年度において地方債を起ことした市町村は、改正後の地方財政法第五条の規定にかかわらず、昭和三十一年度にあつては当該地方債の額の三分の一の額の地方債を起ことすることができる。ただし、これらの額は、政令で定める額以上であることを要するものとする。

4 前項の規定による地方債については、國は、毎年度、当該年度分の元利債還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

5 附則第三項の規定による地方債は、國が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。

6 市町村は、附則第三項の規定による地方債を起ことする場合においては、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならぬ。この場合には、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 附則第三項の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに附則第四項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他前四項の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により起ことした地方債に係る地方債元利補給金の交付については、なお從前の例による。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を助けける。

4 幹事は、非常勤とする。

(公聴会及び資料の提出等の要求)

- 第八条 審議会は、必要があるときは、公聴会を開くことができる。

- 2 審議会は、必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。(庶務)

- 第九条 審議会の庶務は、自治省選舉局において処理する。(政令への委任)

- 第十条 この法律に定めるものは、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 则

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のよう改訂する。

十日に短縮し、

二、連呼行為は、現在、演説会場及

び街頭演説の場所においてだけ許され

第十五条第一項の表中選挙制度調査会の項を次のように改める。

選挙制度審議会設置法 第(昭和三十六年法律 二十六号)の規定によ りその権限に属せしめ られた事項を行なうこ と。
会議

ては、今回これを、選挙運動の中に使用される自動車または船舶の中においても、午前八時から午後七時までの間に限つて認めることとし、

人一日五百円以内の報酬を支給することができることとし、その報酬の限度額を現行の選挙運動に關する支出金額の制限額に加算した額を、この場合の選挙運動に關する支出金額の制限額とする

等の特例措置を定めるものであります。

三、選挙運動のために使用することができる自動車の範囲を命令で定める

乗用自動車(これには、ほろつきジー・

ブも含める)に限定し、二輪車以外の自動車使用の場合は、上部の全面にわたりおおいを取りつけたものに限り、従つて、いわゆるトラックの使用は一切これを認めないこととし、

四、選挙運動用の無料はがきの枚数

を現行の二倍に増加し、この場合にはがきを官製のものに限ることとも、それがきの譲渡防止を効果的にするため、郵政省において、候補者ごとに命令で定め表示をすることとし、

五、選挙運動用のポスターの枚数

を、全国選出議員の選挙については現行の五万枚に、地方選出議員の選挙については現行の五千枚に、また、衆議院議員の選挙区を、二千枚に、また、衆議院議員の選挙については現行の八千枚を一万枚に応じての割増しを現行の三千枚から五千枚に、それぞれ増加することとし、

六、地方選出議員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、一投票区について一カ所以上の公営のボスター掲示場を設けなければならないものとし、

七、選挙運動に從事する者で、中央選挙管理会または都道府県の選挙管理

委員会に届け出た者に対し、一定人數を限つて、出納責任者は一人一日千円以内、それ以外の選挙運動従事者は一日五百円以内の報酬を支給することとし、その報酬の限度額を現行の選挙運動に關する支出金額の制限額に加算した額を、この場合の選挙運動に關する支出金額の制限額とする

等の特例措置を定めるものであります。

二、審議会は、その所掌事務として、公の選挙及び投票の制度、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべて議員の数を定める基準及び具体案の作成、政党、その他の政治団体及び政治資金の制度、選挙公明化運動の推進等に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議の上、答申するとともに、みずからも意見書申をできるものとし、

三、審議会は、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織するものとし、特別の事項について必要があるときは、別に特別委員を置くことができるが、国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体的案の作成については、その調査審議に加わることができないものとし、

四、政府は、審議会から答申または

意見の申し出があったときは、これを

尊重しなければならない旨をうたい、

ては、約二億三千万円が見込まれております。

地方行政委員会におきましては、発議者小林武治君より提案理由の説明を聞いた後、六月一日、質疑を終了し、なお、安井自治大臣より、本案の施行に伴う予算については内閣として異議がない旨を述べられました。

討論に入りましたところ、杉山委員は、本案の趣旨に賛成である旨を述べて、選挙運動用の無料はがきの枚数について、原案の十二万枚を九万枚に、同様に三万枚を二万三千枚に、衆議院議員の選挙区の数に従つてのはがきの枚数について、原案の十万枚を九万枚に改め、また、ボスターの枚数について、原案の六千枚を五千枚に、それぞれ増し枚数六千枚を五千枚に、それぞれ増し枚数六千枚を五千枚に、それぞれ改め、また、ボスターの枚数について、原案の十万枚を九万枚に改める旨の修正案が提出されました。

かくて杉山君提出の修正案及び修正案を除く原案について、それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

よつて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

次に、選挙制度審議会設置法案について申し上げます。

本法案は、

一、総理府に選挙制度審議会を置き、

二、審議会は、その所掌事務として、公の選挙及び投票の制度、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべて議員の数を定める基準及び具体案の作成、政党、その他の政治団体及び政治資金の制度、選挙公明化運動の推進等に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議の上、答申するとともに、みずからも意見書申をできるものとし、

三、審議会は、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織するものとし、特別の事項について必要があるときは、別に特別委員を置くことができるが、国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体的案の作成については、その調査審議に加わることができないものとし、

四、政府は、審議会から答申または

意見の申し出があったときは、これを

尊重しなければならない旨をうたい、

五、その他、審議会の組織運営等について所要の規定を設けること等を骨子とするものであります。

地方行政委員会におきましては、五月十六日、安井自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、同三十日には、本法案の重要性にかんがみ、特に池田内閣総理大臣の出席を求めて、主として総理との間に、この審議会設置に対する総理の熱意はどうか。審議会設置は、選挙制度の根本的改正を引き延ばすための逃げ道ではないか。選挙区の問題は選挙制度の中で最も重要な事柄であるのに、審議会においては、今回の衆議院特別委員会の附帯決議に制肘され、選挙制度に触れにくくなるおそれはないか。参議院の全国制はどう考へて、選挙区制についてもすでに結論が出ているのに、今回また審議会を設けるのは無用の重複ではないか。審議会の答申の時期について、政府はどのように期待しているか。金のかからぬ選挙が審議会における審議の眼目でなければならぬと思うが、政府はどう考へるか等、多くの問題点について質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願ひます。

六月一日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方交付税法については、昭和三十六年度における道路整備事業等の各種公共事業、社会保障制度の拡充に伴う地方団体の所要経費をまかなうための財源、及び昨年十月から実施された地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与費に見合ふ財源を関係地方団体に賦与するため、また、同年度においては地方交付税の額も相当多額の増加が見込まれるので、この際、関係基準財政需要額を増額して、将来にわたる地方行政の水準の向上を期する必要があり、次に、地方財政法については、起債の特例措置について、その廃止と、これに伴う経過措置を講ずる必要があるのべ、地方交付税法及び地方財政法の一項を改正したいといふものであります。

改正の要点は、

まず地方交付税法について、(一)道路費、社会福祉費、衛生費等について、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することとし、(二)國庫の補助を受けないで施行した災害復旧事業費の財源に充てるため起こした地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入す

るにあたり、新たに財政力補正を適用するものとし、(三)昭和三十六年度に限り、昭和二十六年度、二十七年度及び二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債等の繰り上げ額を基準財政需要額に算入する

ものとし、次に地方財政法については、昭和三十六年度に実施された固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収補てんのための地方債に対する特別措置を昭和三十一年度限り廃止するとともに、激変緩和のため、三十六、三十七の兩年度における経過措置を定めるものであります。

月二十三日、安井自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、三十六年度の地方交付税の額には前年度からの繰越額二百億円余が含まれているが、明三十七年度の交付税額の見通しはいかん。一方交付税の総額には、この本会議場においてあるいは例のない質問をせざるを得ない理由をます明らかにいたさなければなりません。(拍手)

今回の参議院議員選挙の臨時特例法案は、いわゆる選挙法の改正の問題であります。そういう点からきわめて私どもは重要な問題であるというふうに考へておつたのであります。これに賛成する、あるいは反対をする。いずれの態度をとるにしろ、この選挙法の改正というものは、軽々に提案をさせた

かくて、六月一日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなしえ、採決の結果、本法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手) かくて、六月一日質疑を終局し、討論に入りました。従つてわれわれは、この提案されました改正案の中には賛成し得るものもありますけれども、しかし、これは、今言つたような考え方から当然慎重に審議をすべきであるといふうに考えておつたわけがありますが、この法案に対しても、先ほど委員長報告の中にありました、提案者から提案理由の説明を委員会において一回聞いてただけで、何ら内容についての質疑も行なわれず、検討もされないままに、一、二の修正を加えただけで一気に可決されてしまつた法案であるのであります。しかも、特に私はこの際指摘をしなければならぬことは、われわれ社会党委員が入つておらない間にこの法案が一気に委員会開催強行の手段によつて取り扱われてしまつたという、こういう事実でござります。われわれは、従来の委員会の慣習からいたしましても、あるいは院全体のこういう会議の持ち方からいたしましても、まさに今回のやり方は理不尽のやり方であります。(拍手)

われわれは、一昨日の内閣委員会におきます委員長の講事の進め方の不手際等から発しましてござつきましたが、これは院全体の問題として解決をしなければならぬという立場において、党と党との話し合い、あるいは特に党幹部等の話し合いを統けて、そ

りません。従つてわれわれは、この提案されました改正案の中には賛成し得るものもありますけれども、しかし、これは、今言つたような考え方から当然慎重に審議をすべきであるといふうに考えておつたわけがありますが、この法案に対しても、先ほど委員長報告の中にありました、提案者から提案理由の説明を委員会において一回聞いてただけで、何ら内容についての質疑も行なわれず、検討もされないままに、一、二の修正を加えただけで一気に可決されてしまつた法案であるのであります。しかも、特に私はこの際指摘をしなければならぬことは、われわれ社会党委員が入つておらない間にこの法案が一気に委員会開催強行の手段によつて取り扱われてしまつたという、こういう事実でござります。われわれは、従来の委員会の慣習からいたしましても、あるいは院全体のこういう会議の持ち方からいたしましても、まさに今回のやり方は理不尽のやり方であります。(拍手)

題というふうな認識に立たないで、院全体の、委員会全体の運営に関する重大な問題であるから、問題の解決しないままに各委員会には出席をすることができないといふ態度で、昨日の委員会においては出席しなかつたし、その態度を明らかにしておつたのであります。(「その態度が悪いのだ」と呼ぶ者あり)態度が悪いといふ。そういう考え方であるようありますけれども、今申しましたように、單に内閣委員会のそういう手違いとか、あるいは手落ちというような問題でなしに、これは、あの取り扱いがあのよろんな形に進まることは、私は、これから委員会運営、議会全体の問題として、單に一委員会の問題として取り扱われるべき性質のものではないと思うわけであります。そういう観点から、われわれは今申しましたように、委員会の話し合いがつづまでは委員会の出席をいたすことができないということにいたしておつたわけであります。

がないから、そうしてまた、われわれも出席をいたしかねるから、どうか一
つ午後に延ばしてもらいたい。では、いつどうがいいかと、こういう話である
から、一時ころになつたら大体の目安
がつくかもしらんから、まず一時ころ
といふことにいたして、その後のこと
につきましてはさらに私の方から連絡
を申し上げる。こうしたことでおおた
のであります。幸いにして午前は開会
されるに至りませんでした。午後の一
時を過ぎましたのも、自民党、社会党ある
いはその他との話し合いかまだ解決を
見ておりませんでございました。先ほ
ど申しましたように、約束は一時と
私はこう申し上げましたから、一時過
ぎごろにさらく開会をしなきやならぬ
といふような、そういう話し合いか出
ておるということで、私は委員長その
他の方々に特にお願ひをして、その際
に、私は、私の方の千葉会長から、こ
ういう問題については、お前、丁重な
態度で、それこそいんぎんに話し合い
をすべきだといふ、特にそういう注意
を受けたので、きわめていんぎんに、
低姿勢で、われわれはその話し合いを
いたしたわけであります。しかし、強
行しようとする。私は、午後二時半か
ら議長との話し合いがあり、その話
合いの結果この問題は片づくと思う。
従つて、二時半からの会議であるか
ら、三時あるいは三時少し回つたころ
になりますと結論が出ると思うから、

それまで待つてもらいたい。ところで、お前との約束は三時じやないかと、こういうことで委員会を强行しようとして、私にもそういう話を持つて来たわけでありますから、私はさらに委員会に出向いて、そして、今議長との話し合いが続けられておる段階であるから、その終わるまで待つてもらいたい、われわれは、單にいやがらせをするために、あるいは、だだをこねるためにこうすることをしておるんじやないんだ。審議の引き延ばしのためにこういう手段をとっているんじゃないから、議長との話し合ひがつくまでは何とか開会を待つてもらいたい。待つべきである。もしも議長との話し合いの結果、それも不可能であるといふような事態になつたら、さうに私は今後の進め方についてあなた方とお話し合いをしよう。そして、場合によつては、今問題となつております参議院の選挙の特例法についても一つ取り扱いの問題は協議しようじやないか。このことまで申し上げて私は部屋を出たのでありますが、直後、われわれの不在のままに委員会が開会せられたのであります。

何ゆえに、選舉法のみならず他の重要な二法案まで、いまだ審議の十分尽くされておらないそういう法案まで一気に可決させなければならんそういう理由があつたのか。私はまことに了解に苦しみます。(拍手)このよくな形において委員会が開会され、そして法案が取り扱われ、一気呵成に採決するというようなことがもし行なわれるとすれば、これは今後の委員会運営についての重大な問題であらうと思うわけであります。一説には、自民党幹部の方から、社会党がおらなくとも委員会開会を強行せしといふ指令が出たやにも聞いています。あるいは、委員の中には、理事の中に、社会党がおらなくとも強行せしといふ主張をした人があるといふふうにも聞いております。いずれにしても、私はそういうことは残念だと思いますが、そぞろに場合における委員長の態度として、私は昨日のあいう事態はまことに殘念な態度であつたと言わなければなりません。そぞろにうる党の指令があるはあつたかもしれない、あるいは委員、理事の諸君から開会の要求があつたかもしれないけれども、こういう事態をよく説明をして、わずか三十分があるいは一時間、それ以上の時間を待てなかつたのかどうか、待たせることができなかつたのかどうかということを、私はまことに残念に思うわけであります。

かも、先ほども申しましたように、私は、きょうのこの質問をいたす際にあつて、何ゆえにあまり例のないこういう形における質問をしなきやならぬかということを明らかにしなければならないと思つて行なつたのであります。この問題は、今委員長に対してもう一度、こういう事情の中にこの法案が答弁を求める問題じゃありませんけれども、こういう事情で、十分に答弁を求める問題じゃありませんけれども、こういったことについて、十分に答弁を求める問題じゃありませんけれども、「おおかしいんだ」と呼ぶ者あり(従つて、十分に審議をしない、いな、させない形において採決が強行されたということを、まずここに明らかにしておく必要があるのです。

私は、從来地方行政委員会において社会党委員は非常に協力的であったと思います。われわれは、單に委員会にあるいは委員長に協力的であったといふ、そういうことだけではなしに、現在あるそういう問題を取り扱う委員会であるから、ときにはいろいろ不満がある。あるいは意見の異なることがあつても、それはそれとして、委員会の運営については十分な協力をいたして参ったつもりでありますけれども、このようない日のよな事態がもしかる所にはいられない。それで、われわれは、われわれの考

る所では、これはわれわれの協力をいたして、間もなくできようとしております。これによって根本的な選挙法改正の方向を打ち出してもらつて、それにとすれば、これはわれわれの協力をいたして、間もなくできようとしております。これによって根本的な選挙法改正の方向を打ち出してもらつて、それにとります。このようにして、私はどう考えていましたが、今後は、これらの方によつて独自の立場において委員会に臨み、そして皆さんとともにこの問題について堂々とやつていかねばならないといふことを、今提案しなければならぬと申します。これが、われわれの考

え方によつて、このようにして、私はどう考えていましたが、今後は、これらの方によつて独自の立場において委員会に臨み、そして皆さんとともにこの問題について堂々とやつていかねばならないといふことを、今提案しなければならぬと申します。これが、われわれの考

え方によつて、このようにして、私はどう考えていましたが、今後は、これらの方によつて独自の立場において委員会に臨み、そして皆さんとともにこの問題について堂々とやつていかねばならないといふことを、今提案しなければならぬと申します。これが、われわれの考

え方によつて、このようにして、私はどう考えていましたが、今後は、これらの方によつて独自の立場において委員会に臨み、そして皆さんとともにこの問題について堂々とやつていかねばならないといふことを、今提案しなければならぬと申します。これが、われわれの考

私は、従来地方行政委員会において思

う、なる参議院の、それだけの都合のいい

選挙をしようとする、そういう意

意をお伺いしなければならないのであ

りません。

現在もし選挙法改正に手をつけるとすれば、このような未梢のことより

あります。

意をお伺いしたいと思うわけであります。

現もし選挙法改正に手をつけるとすれば、このようないい意

あります。

昭和三十六年六月一日 参議院会議録第三十三号

國務大臣

内閣總理大臣	池田	勇人君
郵政大臣	小金	義照君
労働大臣	石田	博英君
自治大臣	安井	謙君
國務大臣	西村	直己君

政府委員

總理府總務長官	藤枝	泉介君
自治省選舉局長	松村	清之君

明治二十五年第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(郵送料共)

發行所

東京都新宿区市谷木村町一五
大藏省印刷局
昭和十九年四月一日至一九四〇年三月三十日